

令和 7 年第 4 回定例会 保健福祉医療委員会資料

〔諸般の報告事項〕

- 1 茨城県地域福祉支援計画（第 5 期）（案）に対する
パブリックコメントの実施について 2
- 2 第 2 次茨城県再犯防止推進計画（案）に対する
パブリックコメントの実施について 4
- 3 茨城県ケアラー支援推進計画（第 2 期）（案）に対する
パブリックコメントの実施について 6
- 4 福祉相談業務における生成 A I の活用について 1 0
- 5 いばらき出会いサポートセンター
成婚 3, 000 組達成記念イベント開催結果について 1 2
- 6 こども誰でも通園制度について 1 5

令和 7 年 1 2 月 9 日
福 祉 部

茨城県地域福祉支援計画（第5期）（案）に対するパブリックコメントの実施について

福祉部福祉政策課

項 目	内 容
1 策定の理由・根拠	○ 本計画は、社会福祉法第108条第1項に基づく法定計画である。現計画（第4期）が令和7年度をもって終了するため、新たに策定するもの。
2 計画（案）の内容	○ 第4期計画の基本方向を継承しつつ、法制度の改正や地域社会を取り巻く環境の複雑化、複合化や福祉人材等働き手の不足などの社会情勢の変化を踏まえ、「地域共生社会」の実現をより一層推進する観点から、施策の更新や追加など必要な見直しを行い、社会福祉審議会での審議を踏まえ策定する。 （1）計画の目標 「すべての人々が地域の一員として参画し、ともに支え合い助け合い、安心して暮らせる地域共生社会づくり」 （2）計画（案）の概要 目標の実現に向けて、3つのチャレンジを設定し、県や関係団体等が取り組む施策及び対策の方向性を示す。 【3つのチャレンジとチャレンジの方向性】 I 「支え合いの地域づくり」へのチャレンジ 1 支え合いの推進・強化 2 新たな課題等への対応 3 地域福祉を支える意識づくり 4 災害に備える福祉の取り組み II 支え合いを担う「人財づくり」へのチャレンジ 1 支え合いの担い手づくり 2 福祉人材の確保 III 福祉を支える「環境・基盤づくり」へのチャレンジ 1 利用者の視点に立った環境・基盤の整備 2 安心してサービスを利用できるしくみづくり 3 ひとにやさしいまちづくり （3）計画期間 令和8年度から令和11年度まで（4年間） （4）本計画（案）に係るパブリックコメント 【実施期間】 令和7年12月中旬～令和8年1月中旬（予定） 【意見募集の方法】 ・いばらき電子申請・届出サービス ・県及び福祉政策課のホームページへの掲載 ・福祉政策課、報道・広聴課行政情報センター、各県民センター県民福祉課、県立図書館での閲覧
3 策定期間	令和8年3月
4 その他	今後のスケジュール ・12月中旬から1月中旬まで パブリックコメントの実施 ・2月中旬 社会福祉審議会（最終確認） ・3月 議会報告、庁議決定

茨城県地域福祉支援計画(第5期)(素案)の概要

別紙

■計画の策定趣旨・位置付け

- ・県や市町村、地域住民や福祉団体等が連携して、本県の地域福祉を推進するための基本的な指針。
(社会福祉法第108条に基づく法定計画)
- ・県総合計画の部門別計画としての性格を有し、福祉の分野別計画との連携を図りつつ共通する事項等について定めるもの。

■計画のポイント

- ・第4期計画の基本方向を継承しつつ、法制度の改正や地域社会を取り巻く環境の複雑化、複合化や福祉人材等働き手の不足などの社会情勢の変化を踏まえ、「地域共生社会」の実現をより一層推進する観点から、施策の更新や追加など必要な見直しを実施。
- ・計画を実効性のあるものとするため、30項目の数値目標等を設定し、PDCAサイクルにより、定期的に点検・評価を行うことについて規定。

■計画期間

- ・2026年度から
2029年度まで
(4年間)

<基本目標> 「すべての人々が地域の一員として参画し、ともに支え合い助け合い、安心して暮らせる地域共生社会づくり」

■基本目標を実現するための3つのチャレンジとその方向性

下線部：第5期計画において、取組や対策を追加・大きく修正した項目

I 「支え合いの地域づくり」へのチャレンジ

1 支え合いの推進・強化

(1)支え合いの推進・強化

- こども誰でも通園制度の推進 ○保育施設の安全・安心な環境整備 ○里親等委託の推進 ○再犯防止の推進 など

(2)地域での多様な主体との連携体制づくり

- 地域コミュニティ活動の活性化促進 など

2 新たな課題等への対応

(1)生活困窮者自立支援対策の強化

- 生活困窮者の自立に向けた包括的支援体制強化 など

(2)子どもの貧困等への対応

- 学習・生活支援の充実 ○ひとり親家庭等の自立支援 など

(3)ひきこもり等への対応

- ひきこもり者に対する支援体制の充実 など

(4)ケアラー・ヤングケアラー支援の推進

- ヤングケアラー認知度向上等の推進 など

(5)困難な問題を抱える女性への対応

- 困難な問題を抱える女性が相談しやすい体制の構築 など

(6)孤独・孤立への対応

- 民間団体等と連携した孤独・孤立対策の体制整備 など

3 地域福祉を支える意識づくり

(1)地域福祉の意識醸成

- ボランティア意識の醸成 など

(2)福祉教育の推進

- 福祉教育の充実 ○人権啓発・教育の推進等 など

4 災害に備える福祉の取り組み

(1)要配慮者への支援体制等の強化

- 避難行動要支援者対策の推進 など

(2)災害ボランティア活動の促進

- 行政等及び災害ボランティア相互の連携強化 など

II 支え合いを担う「人財づくり」へのチャレンジ

1 支え合いの担い手づくり

(1)地域福祉を担う「人財」づくり

- ボランティア活動に参加しやすい環境づくり
- 地域に生きるヤングボランティアの推進
- 認知症介護アドバイザー・認知症サポーター養成
- 自立相談支援機関の相談支援員等の養成 など

(2)地域福祉を担う福祉関係団体への支援

- 県社会福祉協議会への支援
- 民生委員児童委員協議会への支援
- ボランティア団体の育成

(3)高齢者の地域貢献活動の推進

- シルバーリハビリ体操指導士の養成・活用
- 多様な地域活動の充実・強化
- 生活支援体制の整備支援

2 福祉人材の確保

(1)福祉人材の養成と就業促進

- 多様な人材の参入促進
- 求職者と事業所のマッチング支援
- 福祉の仕事の理解促進
- 外国人材の受入れ促進
- 保育人材の参入促進
- 介護福祉士・看護師・保育士等修学資金の貸与 など

(2)福祉人材の資質向上と定着支援

- 介護職員処遇改善加算制度の活用促進
- 介護テクノロジーの導入促進
- 介護支援専門員養成研修 など

III 福祉を支える「環境・基盤づくり」へのチャレンジ

1 利用者の視点に立った環境・基盤の整備

(1)専門的な相談体制等の整備

- 障害者なんでも相談室の運営 ○障害者に対する差別の防止
- 児童虐待防止対策の推進 ○DV対策の推進
- ひきこもり相談支援センターによる支援
- 基幹相談支援センターの整備 など

(2)サービスの総合的な提供

- 地域子育て支援拠点の整備促進 ○障害者職業訓練の推進
- 職場適応訓練の推進 ○障害者の就業機会の拡大 など

(3)市町村における包括的な支援を行う体制づくり

- 市町村における包括的な支援体制の構築に向けた支援
- 包括的な支援体制を支える地域福祉の担い手との協働

(4)情報提供と情報交換

- 福祉情報の提供と情報交換の促進 ○字幕入りビデオの作成 など

2 安心してサービスを利用できるしくみづくり

(1)福祉サービスの評価・点検

- 福祉サービス第三者評価の受診促進
- 社会福祉法人・施設の実地検査 など

(2)苦情解決のしくみの整備と周知

- 福祉サービス苦情解決体制整備 ○医療安全相談センター設置

(3)要介護者への利用援助

- 成年後見制度の活用促進 ○成年後見制度と日常生活自立

3 ひとにやさしいまちづくり

(1)バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

- 都市公園におけるユニバーサルデザインの推進 など

(2)外出等の支援

- 福祉有償運送サービスの促進 ○合理的配慮の提供の促進 など

第2次茨城県再犯防止推進計画（案）に対するパブリックコメントの実施について

福祉部福祉政策課

項 目	内 容
1 策定の理由・根拠	○ 本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく法定計画である。現計画（第1次）が令和7年度をもって終了するため、新たに策定するもの。
2 計画（案）の内容	○ 国の定める「再犯防止推進計画」を勘案するとともに、関係機関等で構成する「茨城県再犯防止推進協議会」における協議を踏まえ策定する。 （1）計画の目標 「再犯防止の観点から犯罪をした者等に対する国・県・市町村・民間団体等による就労、住居、保健医療、福祉、教育等に係る取組を総合的に推進する」 （2）計画（案）の概要 ① 施策を進める上で5つの重点課題を設定 ・国・市町村・民間団体等との連携強化 ・就労・住居の確保 ・犯罪をした者等の特性に応じた保健医療・福祉サービスの利用援助等の支援 ・民間協力者の活動の促進 ・広報・啓発活動の推進 ② 数値目標 ・刑法犯検挙者中の再犯者数を令和6年（1,569人）から2割以上削減 ・再犯防止推進計画を全市町村で策定 （3）計画期間 令和8年度から令和12年度まで（5年間） （4）本計画（案）に係るパブリックコメント 【実施期間】 令和7年12月中旬～令和8年1月中旬（予定） 【意見募集の方法】 ・いばらき電子申請・届出サービス ・県ホームページへの掲載 ・福祉政策課、報道・広聴課行政情報センター、各県民センター県民福祉課、県立図書館での閲覧
3 策定期間	令和8年3月
4 その他	今後のスケジュール ・12月中旬から1月中旬まで パブリックコメントの実施 ・2月中旬 茨城県再犯防止推進協議会（最終確認） ・3月 議会報告、庁議決定

第2次茨城県再犯防止推進計画(案)について

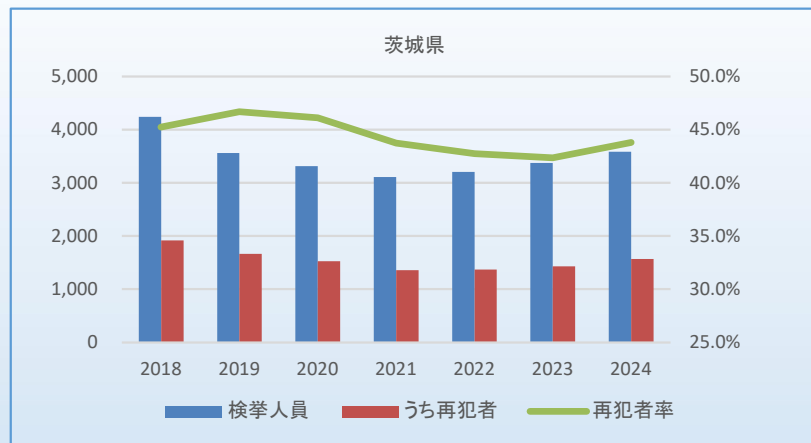
1 計画策定の趣旨

- 「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき策定
- 再犯防止施策の実施により、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰



県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現

2 本県の再犯防止を取り巻く状況



再犯者数



2021年に1,359人まで減少(対2019年比▲18.3%)したが、その後増加に転じ、2024年に1,569人(対2019年比▲5.7%)となる。

再犯者率



2023年に42.4%まで減少したが、その後上昇に転じ、2024年に43.8%となる。

5 数値目標

項 目	基 準 値	目 標
①刑法犯検挙者中の再犯者数	1,569人(2024年)	2割以上削減 【1,255人以下(▲314人)】
②再犯防止推進計画策定市町村数	10市町村(2024年4月1日現在)	全市町村で策定 【44市町村】

3 計画期間

2026年度～2030年度の5年間

4 5つの重点課題と主な施策

(1)国・市町村・民間団体等との連携強化

- ・市町村再犯防止推進計画策定に係る支援(強化)

(2)就労・住居の確保

①就労の確保

②住居の確保

(3)犯罪をした者等の特性に応じた保健医療・福祉サービスの利用援助等の支援

①高齢者又は障害者への支援

②薬物依存を有する者への支援

③青少年への支援

④性犯罪をした者への支援

⑤その他の特性に応じた支援

- ・女性が抱える問題に応じた支援等

- ・ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチ(新規)

(4)民間協力者の活動の促進

- ・民間の更生保護ボランティアの活動等の周知

(5)広報・啓発活動の推進

- ・様々な関係者の連携による広報・啓発の推進

項 目	内 容
1 策定の理由・根拠	○ 本計画は、「茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例」第9条第1項の規定に基づき、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定している計画である。現計画（第1期）が令和7年度をもって終了するため、新たに策定するもの。
2 計画（案）の内容	○ 第1期計画の基本方向を継承しつつ、今年度実施したケアラー支援に係る実態調査、育児と介護のダブルケアに関するアンケートの結果や「茨城県ケアラー支援に関する有識者委員会」における検討を踏まえ策定する。 （1）計画の目標 「茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例の趣旨を踏まえ、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進する」 （2）計画（案）の概要 ①基本方針及び施策の展開 方針1 認知度向上・理解促進 ・ケアラーにおける自覚や自発的な相談の促進 ・県民全体における認知度向上・理解促進 方針2 相談・支援体制の整備 ・行政における相談・支援体制の整備 ・教育機関等におけるヤングケアラー相談・支援体制の充実 方針3 多様な支援施策の推進 ・ケアの状況に応じた支援の推進 ・ケアラーへの生活支援 方針4 人材の育成 ・ケアラー支援関係機関における人材育成 ・ケアラー支援を担う県民等の育成 ②最優先の対応事項 ○学校等における認知度向上・理解促進の取組 ○地域におけるケアラー相談支援体制と連携の強化 （3）計画期間 令和8年度から令和11年度まで（4年間） （4）本計画（案）に係るパブリックコメント 【実施期間】 令和7年12月中旬～令和8年1月中旬（予定） 【意見募集の方法】 ・いばらき電子申請・届出サービス ・県及び福祉政策課のホームページへの掲載 ・福祉政策課、報道・広聴課行政情報センター、各県民センター県民福祉課、県立図書館での閲覧
3 策定期間	令和8年3月
4 その他	今後のスケジュール ・12月中旬から1月中旬まで パブリックコメントの実施 ・2月中旬 有識者委員会（最終確認） ・3月 議会報告、庁議決定

【計画の全体構成】

第1章 計画の概要

○計画策定の趣旨・位置づけ

「茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例」第9条に基づき、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として策定

第2期計画を策定

家族の世話を過度に行うヤングケアラーの問題、育児と介護を同時に担うダブルケアなど、ケアラー支援は現在も重要な課題

○第1期計画策定後の制度の動き（子ども・若者育成支援推進法の改正など）

○計画期間 2026年度から2029年度まで(4か年)

第2章 実態調査

○ヤングケアラー実態調査

令和6年11月～12月に実施した学校におけるヤングケアラー調査の結果概要

○ケアラー実態調査

令和7年7月～8月に実施したケアラー、ダブルケア調査の結果概要

直近の調査を掲載

第3章 ケアラー支援における課題

実態調査の結果や有識者委員会での意見等を踏まえ、ケアラー支援の課題を整理

○早期発見・早期把握

○支援へのつなぎ

○状況に応じた適切な支援

令和7年調査結果においても、早期発見・早期把握、支援へのつなぎ、状況に応じた適切な支援が重要であることが確認された

第4章 ケアラー支援における基本理念と基本方針

○基本理念

ケアラーとその家族が安心して自分らしく生きられる支え合いの地域社会づくり

○基本方針

ケアラー支援における課題解消に向けた4つの基本方針を規定

【方針1】認知度向上・理解促進

社会全体におけるケアラー及びその支援に関する認知度向上等を促進（ダブルケア、ワーキングケアラー、若者ケアラーの認知度向上を促進）

【方針2】相談・支援体制の整備

ケアラー等が相談しやすい環境や関係機関間の連携体制等を整備（支援ニーズに対し、包括的な支援体制整備の取組を支援）

【方針3】多様な支援施策の推進

既存施策を活用した適切な支援や関係機関による新たな取組を推進

【方針4】人材の育成

上記の方針1～3の実践する多様な人材の育成

第5章 基本方針に基づく施策の展開

最優先の
対応事項

①学校等における認知度向上・理解促進の取組

②地域におけるケアラー相談支援体制と連携の強化

引き続き、早期発見・早期把握のため認知度向上に取り組むとともに、相談支援体制と連携を強化

1 認知度向上・理解促進

- (1) ケアラーにおける自覚や自発的な相談の促進
ヤングケアラー本人とそのまわりの大人向けに、ショート動画を作成し、啓発に努める
大学・専修学校の学生に対し、大学等と連携し啓発を行い、若者ケアラーが支援につながる契機とする
- (2) 県民全体における認知度向上・理解促進
ダブルケア、ワーキングケアラー、若者ケアラーの認知度向上の促進
ケアラー当事者と支援する側の両方に周知・啓発し、認知度向上を図る
- (3) 関係機関における啓発活動の推進

2 相談・支援体制の整備

- (1) 行政における相談・支援体制の整備
地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対し、包括的な支援体制整備の取組を支援
- (2) 地域活動によるケアラー支援の取組推進
- (3) 教育機関等におけるヤングケアラー相談・支援体制の充実
- (4) 多様な関係機関による連携強化

3 多様な支援施策の推進

- (1) ケアの状況に応じた支援の推進
子育てしながら介護を担うダブルケアへの支援（一時預かり事業、こども誰でも通園制度ほか）
- (2) 交流の機会づくりの推進
子どもの食事や居場所を提供する子ども食堂を支援
- (3) ケアラーへの生活支援
ワーキングケアラーの仕事と介護の両立支援の促進
- (4) 市町村におけるケアラー支援施策の実施促進

4 人材の育成

- (1) ケアラー支援関係機関における人材育成
- (2) ケアラー支援を担う県民等の育成

第6章 計画の推進体制と進捗管理

有識者委員会において、計画の進捗管理や更新、新たな課題への対応等を検討するとともに、ケアラー支援施策の実施を推進

資料編

- ・県ケアラー支援条例(条例全文)
- ・県ケアラー支援に関する有識者委員会(設置要項及び委員名簿)

1 調査対象

対象	範囲	対象校数	回答数	回答率
小学校	全校	438	397	90.6%
中学校・義務教育学校	全校	239	210	87.9%
高等学校・中等教育学校	全校	124	97	78.2%
計	全校	801	704	87.9%

2 調査結果の概要

(1) 児童生徒への啓発等の取組状況(複数回答)

	小学校		中学校		高等学校	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
校内にポスターやリーフレットを掲示している	318	80.1%	184	87.6%	87	89.7%
児童生徒にリーフレットを配付している(電子リーフレットを含む)	140	35.3%	94	44.8%	17	17.5%
教員がホームルーム等で説明している	119	30.0%	77	36.7%	21	21.6%

※中学校には義務教育学校を含み、高等学校には中等教育学校を含む。以下同じ。

(2) 相談に至ったきっかけ(複数回答)

	小学校		中学校		高等学校	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
児童生徒との会話	11	68.8%	34	81.0%	19	67.9%
小学校や中学校、他機関からの引継ぎ	3	18.8%	15	35.7%	5	17.9%
家庭訪問、面談	3	18.8%	9	21.4%	5	17.9%
学校生活への影響からの気づき	7	43.8%	17	40.5%	10	35.7%
保護者や家族からの相談	3	18.8%	4	9.5%	4	14.3%

(3) 相談を受けた後の対応(複数回答)

	小学校		中学校		高等学校	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
校内で対応方法等を協議した	13	81.3%	41	97.6%	26	92.9%
教育委員会と対応方法等を協議した	3	18.8%	20	47.6%	3	10.7%
スクールソーシャルワーカーの派遣を依頼した	5	31.3%	20	47.6%	16	57.1%
市町村福祉担当課と対応方法等を協議した	7	43.8%	22	52.4%	7	25.0%

(4) 相談対応に際しての課題(複数回答)

	小学校		中学校		高等学校	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
家族の問題にどこまで踏み込んでいいかわからない	325	81.9%	185	88.1%	84	86.6%
ヤングケアラーが抱える課題を十分に把握できていない	61	15.4%	31	14.8%	18	18.6%
ヤングケアラーを十分に把握できていない	123	31.0%	65	31.0%	35	36.1%
保護者の理解が十分に得られない	131	33.0%	103	49.0%	34	35.1%
相談体制が十分に整っていない	51	12.8%	23	11.0%	13	13.4%
相談内容に応じた支援機関や地域資源等のつなぎ先を把握できていない	31	7.8%	17	8.1%	11	11.3%

1 調査対象

(1) 当事者(ケアラー)

対象	回答数	調査方法
高齢者のケアラー	217人	WEBアンケート
障害者のケアラー	84人	WEBアンケート
ダブルケア者	89人	WEBアンケート

※ダブルケア者は、小学校就学前の育児と介護を同時に担う方を対象に調査

(2) ケアラー当事者団体

対象	回答数	調査方法
家族の会等	13か所	WEBアンケート

(3) 支援機関

対象	回答数	調査方法
地域包括支援センター	72か所	WEBアンケート
障害者相談支援事業所	117か所	WEBアンケート
民生委員児童委員協議会	74か所	WEBアンケート
居宅介護支援事業所	212か所	WEBアンケート

2 調査結果の概要

(1) 当事者(高齢者のケアラー、障害者のケアラー、ダブルケア)

①ケアによる就労状況の変化 (退職、転職、勤務時間の削減) ・高齢者のケアラー 18.9% ・障害者のケアラー 39.3% ・ダブルケア 47.2%	②ケアラーの悩み 高齢者のケアラー 「心身の健康」が最多59.8% 障害者のケアラー 「心身の健康」が最多54.4% ダブルケア 「経済的な問題」が最多62.9%
③ケアラーが求めている支援 高齢者のケアラー 「ケアラーに役立つ情報の提供」が最多47.9% 障害者のケアラー 「ケアラーに役立つ情報の提供」が最多42.9% ダブルケア 「経済的支援」が最多62.9%	いずれも、高齢者と障害者のケアラーは、前回と同様の傾向

④ダブルケアの認知度

- ・高齢者のケアラー 「言葉を知らない」48.8%
- ・障害者のケアラー 「言葉を知らない」54.8%
- ・ダブルケア 「言葉を知らない」41.6%

当事者ケアラーの約半数が「ダブルケアという言葉を知らない」結果であった

※当事者団体、支援機関も併せて掲載

- ・当事者団体 「全ての会員が知っている」「多くの会員が知っている」計53.9%
- ・支援機関 「全ての会員が知っている」「多くの会員が知っている」計55.1%

(2) ケアラー当事者団体 ※障害者や認知症の方の家族等の団体

①ケアラーが求めている支援

- ・当事者団体 「ケアラーである親や家族がなくなった後の被介護者のケアと生活の継続」84.6%

(3) 支援機関 ※地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、民生委員児童委員協議会、居宅介護支援事業所

①ケアラー本人に直接的に行っている支援

- ・支援機関「介護に関する知識や技術を伝える取組」38.6%が最多

②直接的支援以外にケアラー支援として必要なこと

- ・支援機関「支援が必要なケアラーの早期発見と相談支援」67.5%が最多

③支援につながりにくい家庭を支援に結び付けるために必要なこと

- ・支援機関 「関係機関と連携した支援ニーズの把握」58.7%が最多

福祉相談業務における生成 AI の活用について

福祉部福祉人材・指導課

1 目的

- 生活困窮等に係る相談内容・支援方法が複雑・多様化する中で、対応する職員には最適な支援メニューの案内や迅速なケース記録の作成などが求められている。
- 令和6年10月に国の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が改正され、行政機関がクラウドサービスにおいて個人情報を取り扱うことが可能になったことを契機として、相談支援の現場において職員が円滑かつ的確に業務を遂行できるよう、汎用クラウドサービスを活用し、相談支援業務のスマート化を図る。

2 取組の概要

- 汎用クラウドサービスを活用した生成 AI およびタブレット端末を導入し、福祉相談業務（個人情報を含む）を実施する。

※ 相談業務においては自治体初

（主な機能）

- ・ 生成 AI による最適な支援メニュー等の案内
- ・ 要支援者の情報をクラウドサービスに保管し、随時確認
- ・ 生成 AI による文字おこし・要約を活用した記録作成

3 効果

- 生成 AI に要支援者の情報を学習させることで、ニーズを把握・分析し、その場で適切な公的制度、支援メニュー、相談支援機関等を案内することが可能となり、支援の質が向上する。
- 相談内容について生成 AI が文字おこしや要約を行うことで、記録作成業務が省力化され、職員の負担が軽減されることにより、相談支援業務の充実が図られる。
- タブレット端末（クラウドサービス）の活用により、要支援者の個人情報を訪問時に紙で持ち出すことなく、安全に相談支援業務を実施できる。



住民サービス向上・職員の負担軽減・セキュリティ強化

4 取組状況と今後の予定

令和7年 9月下旬 県福祉事務所にて実証利用開始

※システムの有用性の確認・改善

12月下旬 本格導入予定

令和8年 2月中旬 住民向け利用者満足度アンケート

※住民サービス向上に向けた基礎情報把握

目的

- 県福祉事務所（４か所）においては、生活困窮等に係る相談内容・支援方法が複雑・多様化する中、最適な支援メニューの案内や迅速かつ正確なケース記録の作成が必要
- 生成AI及びタブレット端末の導入により、相談支援の現場において職員が円滑かつ的確に業務を遂行

効果

- 個人情報を含む相談業務で汎用クラウドサービスを活用した生成AIおよびタブレット端末の導入による、住民サービス向上・職員の負担軽減・セキュリティ強化

取組のポイント（自治体初！）



- ✓ 個人情報を含む相談業務で汎用クラウドサービスの生成AIを活用した自治体初の事例
- ✓ 利用するクラウドサービスは、政府のセキュリティ基準（ISMAP）を満たしており、個人情報を安全に取り扱うことが可能

取組概要

訪問相談



タブレット

窓口相談



Google Workspace

- ケースファイル
 - ・ケース台帳、ケース記録
- 収入申告関係
 - ・収入申告書、給与明細 など
- 各種情報
 - ・関係法令、制度、支援メニュー など

Gemini

- 録音・テキスト化
 - ・リアルタイムテキスト変換
 - ・録音データアップロード
 - ・AI要約 など
- AI相談
 - ・要支援者の困りごとをAIに相談
 - ・過去の要支援者の発言を検索



住民サービス向上・職員の負担軽減・セキュリティ強化

いばらき出会いサポートセンター 成婚 3,000 組達成記念イベント開催結果について

福祉部子ども政策局少子化対策課

1 開催目的

いばらき出会いサポートセンターの支援による成婚組数が本年 5 月に 3,000 組を達成したことを契機に、記念イベントを開催することにより、結婚に前向きな気運の醸成を図るとともに、センターの認知度向上を図る。

2 主 催 一般社団法人いばらき出会いサポートセンター

3 日 時 2025（R 7）年 11 月 29 日（土）13：30～15：35

4 場 所 イオンモール水戸内原 2 階 イオンホール

5 参加者 130 名

6 内 容

（1）記念品贈呈

- ・センター成婚 3,000 組達成前後の成婚者の中から、3 組に記念品を贈呈

（2）いばらき出会いサポートセンターイメージソング発表

- ・シンガーソングライター 磯山純 氏

（3）著名人によるトークショー

- ・お笑いコンビ「ニッチェ」による結婚や育児に関するトーク

（4）抽選会

- ・参加者に県産品が当たる抽選会を実施

7 成果及び今後の取組

○事前告知により、イベント及びいばらき出会いセンターの周知が図られた。

- ・茨城新聞全面広告（2025（R 7）年 11 月 15 日（土））
- ・イオンモール水戸内原 フードコート広告掲出、デジタルサイネージ掲出
- ・いばらき出会いサポートセンター ホームページ、SNS への掲載
- ・開催当日のブース出展による PR

○成婚者から、センター相談員の親身な対応への感謝の言葉が述べられ、センターの魅力を PR することができた。

○今後とも、SNS などを活用した PR の強化や女性を対象とした期間限定の「入会登録料無料キャンペーン」などを実施し、いばらき出会いサポートセンターの認知度向上と会員数増加を図り、結婚を希望される方の出会いの場の創出を図る。

であイバ

いばらき出会いサポートセンター

～成婚3,000組達成記念イベント～

2025年11月29日(土) **入場無料**

● 開場／13:00 ● 開演／13:30 ● 会場／イオンモール水戸内原 2F (イオンホール)



お笑いコンビ
ニッチェ



シンガーソングライター
磯山 純

イベント内容

- 成婚3,000組達成記念式典
- 磯山 純 氏による「であイバ」公式イメージソング披露
- お笑いコンビ「ニッチェ」スペシャルトークショー
- 県産米ほか県産品が当たる大抽選会

入場整理券について

- 時間／当日10:00～ ● 場所／2F LUSH前(であイバブース)
● お一人様につき一枚整理券配布 ※代表者へのまとめた配布はいたしません。
ご来場の皆様へ【整理券配布及びイベント観覧に関する注意事項】については裏面をご覧ください。

であイバは、茨城県・市町村・労働団体と協力して運営する公的な結婚支援センターです。
結婚を希望する方の出会いから成婚までを丁寧にサポートします。

成婚数
3,000組
以上

入会登録料以外
一切ナシ

AI
マッチング

女性の
入会登録料
無料

キャンペーン中!

2026
1/31(土)まで

主催

(一社)いばらき出会いサポートセンター

〒310-0011 水戸市三の丸1-5-38 (茨城県三の丸庁舎) ☎029-224-8888



茨城県

入会から成婚までの流れ

Flow until marriage

STEP.1

入会申込面談予約

HPから本人情報を仮登録、
面談予約

STEP.2

面談(本人確認)

面談で本人確認
身分証明書等が必要

STEP.3

活動準備

プロフィール、希望条件等入力
価値観診断テスト受検

活動
スタート!

STEP.4

マッチング

AIからの紹介+検索で
希望するお相手に申し込み

STEP.5

お見合い

お見合い成立後日程調整
(オンラインお見合いも可能)

STEP.6

交際(プレ交際)

双方YESの場合、交際スタート
複数交際が可能

STEP.7

真剣交際

一対一のお付き合いスタート

STEP.8

ご成婚(退会)

結婚に向けてのお互いの合意
により成婚退会



入会登録料は、①11,000円または②22,000円 (3年間有効。入会登録料以外の費用はかかりません。)

※①茨城県内に在住か在勤／親が茨城県内に在住／茨城県への移住に関心がある方 ②県外在住等で①に該当しない方

会員制マッチング
システム

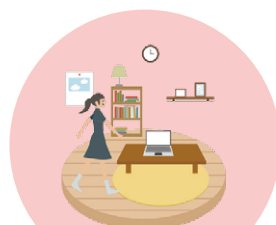
スマホやPCではじめるAI婚活



AIが相性の良い
お相手を紹介



価値観診断テスト
で相性を診断



スマホやPCで
いつでも活動可能



オンラインでも
お見合い可能



入場整理券について

ご来場の皆様へ 整理券配布及びイベント観覧に関する注意事項について

◎整理券配布について

- ・整理券はイオンモール水戸内原2F LUSH前(であいバース)にて11月29日(土)午前10:00より配布致します。(前日や早朝から並ぶなど他のお客様や近隣の方への迷惑となる行為は固くお断り致します。)
- ・整理券は数に限りがございます。定員に達し次第、整理券の配布を終了致します。
- ・整理券の配布はお一人様1枚に限らせて頂きます。整理券1枚につきお一人様のご入場になります。(3歳以上から整理券が必要になります。)
- ・その場にいらっしゃらないお連れの方の整理券を併せてお渡しする事は出来ません。また、同一人物が複数枚の整理券を受け取り、使用する事は固く禁止とさせていただきます。
- ・整理券を、お渡ししたご本人様以外の観覧は出来ません。
- ・整理券はいかなる理由においても、再発行は一切いたしませんのでご了承下さい。
- ・整理券をお持ちでない場合はご入場頂けません。
- ・再入場の際は、整理券をスタッフにご提示下さい。

◎入場・イベント観覧に関する注意事項

- ・イオンホールへは、13:00よりご入場頂けます。
- ・入場や、公演中はスタッフの指示に従って下さい。
- ・公演中は、携帯電話・スマートフォンの電源をお切り頂くかマナーモードへの設定をお願い致します。その他の音の鳴る機器のご使用はお控え下さい。
- ・公演中の録音・録画、写真撮影等の行為は禁止とさせていただきます。
- ・会場内での飲食・喫煙は禁止いたします。
- ・ごみは各自でお持ち帰り下さい。
- ・会場では主催者にてイベントを記録撮影致します。一部ご来場者の方が映り込む可能性がありますので予めご了承下さい。
- ・会場外で発生した事故・盗難等は主催者・会場・出演者は一切責任を負いません。貴重品等は各自で管理をお願い致します。
- ・会場内や周辺で大声を出したり、騒いだりしないようお願い致します。
- ・出演者の方への入り待ち・出待ち行為、写真撮影など、ご迷惑となる行為は固く禁止致します。

※万一、上記注意事項やスタッフの指示に従っていただけない場合、他のお客様のご迷惑となる行為が見受けられた際は、観覧をお断りする事や、イベントを中止させて頂く場合もございますので、予めご了承下さい。皆様のご理解とご協力をお願い致します。(一社)いばらき出会いサポートセンター

(一社)いばらき出会いサポートセンター

こども誰でも通園制度について

福祉部子ども政策局子ども未来課

1 目 的

保護者の就労の有無にかかわらず、未就園児にも保育所等の利用を可能にすることにより、子どもに家族以外の人と関わる機会を提供し発達を促すとともに、保護者の育児負担の軽減や孤独感の解消を図る。

2 制度の概要

実施主体：市町村

対象年齢：0歳6か月～満3歳未満の未就園児

※保育所、幼稚園、認定こども園及び地域型保育事業未利用

補助割合：国3/4、県・市町村各1/8

利用時間：一人当たり月10時間上限（見込み）

公費単価：国において調整中

※制度の先行実施における単価（今年度のみ）

1時間当たり 0歳児 1,300円、1歳児 1,100円、2歳児 900円

実施時期：令和8年4月

3 令和8年度の本格実施に向けた本県の対応（本年11月末現在）

- 制度の先行実施状況：4市（水戸市、笠間市、鹿嶋市、筑西市）19施設
本年4月～10月までの延べ利用者数 293人

- 県内市町村の認可条例（※）の制定状況：88.6%（全国：25.7%）

制定済み	39市町村
12月以降制定予定	5市町

※事業を実施するための職員配置や設備・運営基準などを定めた条例

令和8年3月までにすべての市町村で条例制定予定

〔参考〕 今年度の県の取組

- ・県独自で市町村に、作業工程表（条例制定や事業所の認可等）を提示し、必要に応じて個別に助言・指導
- ・各市町村の準備状況を把握し、国の最新情報や他の自治体の先行事例などを情報提供

4 今後の対応

- 令和8年4月から確実に実施できるよう、引き続き国の動向を注視し、市町村に対して指導・助言を行う。

令和 7 年第 4 回定例会 保健福祉医療委員会資料

〔議案関係〕

- | | | | |
|---|-------------|--|-------|
| 1 | 第 1 2 9 号議案 | 介護保険法に基づき介護医療院の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例…………… | 2 |
| 2 | 第 1 2 3 号議案 | 令和 7 年度茨城県一般会計補正予算（第 4 号）…………… | 4、7、9 |
| 3 | 第 1 3 2 号議案 | 指定管理者の指定について
（茨城県総合福祉会館）…………… | 4 |
| 4 | 第 1 3 3 号議案 | 指定管理者の指定について
（茨城県立点字図書館、茨城県立視覚障害者福祉センター）…………… | 7 |
| 5 | 第 1 3 4 号議案 | 指定管理者の指定について
（茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ）…………… | 9 |
| 6 | 第 1 6 3 号議案 | 令和 7 年度茨城県一般会計補正予算（第 5 号）…………… | 11 |

令和 7 年 1 2 月 9 日
福 祉 部

条 例 （ 案 ） の 概 要

福祉部 長寿福祉課

条例の名称	介護保険法に基づき介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 【一部改正】											
1 制定（改正）の理由・根拠	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器法」という。）が改正され、特定医薬品の定義に係る条項が新設された。											
2 制定（改正）の目的	当該法律の条項を引用する、介護医療院の基準条例について、所要の改正を行う。											
3 背景・必要性	介護医療院の基準条例においては、治験の定義について、医薬品医療機器法の条項を引用しているが、今般、当該法律の改正による特定医薬品の定義に係る条項の追加により、条例で引用する条項が移動したため、引用条項の番号を改める必要がある。											
4 内 容	条例の規定中、医薬品医療機器法の「第 2 条第 17 項に規定する治験」を「第 2 条第 18 項に規定する治験」に改める。											
5 効果・影響	県内の介護医療院 15 施設。											
6 施行日	公布の日											
7 参考事項	【介護医療院について】 長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話をを行う施設 <table><tr><td>主な人員基準（Ⅰ型、Ⅱ型）</td><td>主な設備基準</td></tr><tr><td>医師（48 対 1、100 対 1）</td><td>療養室の定員は 4 人以下（1 人当たり 8 ㎡以上）</td></tr><tr><td>看護職員（6 対 1）</td><td>入所者のプライバシーに配慮した療養床の配備</td></tr><tr><td>介護職員（5 対 1、6 対 1）</td><td>診察室、機能訓練室、レクリエーションルーム 等の設置</td></tr><tr><td>介護支援専門員（100 対 1）</td><td>身体の不自由な方に適した浴室の設置</td></tr></table>		主な人員基準（Ⅰ型、Ⅱ型）	主な設備基準	医師（48 対 1、100 対 1）	療養室の定員は 4 人以下（1 人当たり 8 ㎡以上）	看護職員（6 対 1）	入所者のプライバシーに配慮した療養床の配備	介護職員（5 対 1、6 対 1）	診察室、機能訓練室、レクリエーションルーム 等の設置	介護支援専門員（100 対 1）	身体の不自由な方に適した浴室の設置
主な人員基準（Ⅰ型、Ⅱ型）	主な設備基準											
医師（48 対 1、100 対 1）	療養室の定員は 4 人以下（1 人当たり 8 ㎡以上）											
看護職員（6 対 1）	入所者のプライバシーに配慮した療養床の配備											
介護職員（5 対 1、6 対 1）	診察室、機能訓練室、レクリエーションルーム 等の設置											
介護支援専門員（100 対 1）	身体の不自由な方に適した浴室の設置											

介護保険法に基づき介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第13号）新旧対照表

改正案	現行
（診療の方針） 第18条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。 （1）～（5） （略） （6） 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならないこと。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）<u>第 2 条第 18 項</u>に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りではない。	（診療の方針） 第18条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。 （1）～（5） （略） （6） 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならないこと。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）<u>第 2 条第 17 項</u>に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りではない。

提出議案（条例は除く）の概要

福祉部 福祉政策課

議案の名称	指定管理者の指定について（茨城県総合福祉会館）
1 予 算 額	—
2 現況・課題	茨城県総合福祉会館は、生きがいのある福祉社会づくりの推進を目的として平成 3 年 11 月に設置し、県民のコミュニティ活動やボランティア活動など地域福祉の推進拠点としての役割を担っている。 設置から 30 年以上経過し、施設の老朽化や設備の経年劣化が生じているため、今後も計画的に大規模修繕を実施していく必要がある。
3 必要性・ねらい	令和 7 年度末をもって指定管理期間が満了となるため、令和 8 年度から令和 12 年度までの指定管理者の指定を行うとともに、債務負担行為限度額を定めようとするもの。 （根拠法令） 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 〔普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。〕
4 内 容	（1）指定の内容 ①施設の名称 茨城県総合福祉会館 ②指定管理者候補者 株式会社茨城興産【公募】 代表取締役 長谷川 毅 ③指定期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間） （2）指定管理者に係る債務負担行為 指定管理者指定の議決に併せて債務負担行為限度額を定める。 ○債務負担行為の期間 令和 8 年度～令和 12 年度 ○債務負担行為限度額 5 年間合計 461,035 千円
5 参考事項	（1）募集及び選定の経過 R7.6 第 2 回定例会における指定方針の報告（常任委員会） 10 指定申請書の受付（応募者数 1 者） 10 選定委員会の開催（指定管理者候補者の選定） 12 第 4 回定例会における指定管理者の指定の議決（予定） R8.4 次期指定管理者による管理運営開始 （2）これまでの指定管理者 H18.4 指定管理者制度導入 指定管理者：社会福祉法人茨城県社会福祉事業団 H23.4 指定管理者：社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 H28.4 指定管理者：社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 R3.4 指定管理者：株式会社茨城興産

茨城県総合福祉会館の指定管理者候補者の選定結果について

福祉部福祉政策課
(TEL301-3157)

茨城県総合福祉会館の管理につきまして、下記のとおり指定管理者候補者を選定いたしました。

今後開催される県議会第4回定例会において指定の議決を経て、茨城県総合福祉会館の指定管理者に指定します。

なお、下記の指定管理者候補者による指定管理は、令和8年4月1日から実施する予定です。

記

1 指定管理者候補者	株式会社 茨城興産		
2 指定期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間		
3 応募団体数	候補者を含めて1団体		
4 選定方法			
(1) 選定委員会委員名	外部委員：つくば国際大学教授（委員長） 横山 博子 税理士（副委員長） 高久 勝之 茨城県身体障害者福祉協議会会長 米川 正典 県側委員：総務部管財課公有財産維持活用推進室長 畠山 孝紀 福祉部次長 市村 志保		
(2) 選定方法	1次審査：事務局による書面審査 2次審査：選定委員会においてヒアリング、事業計画書等審査		
(3) 選定基準	選定基準	審査項目	判断
	1 県民の平等利用の確保	・平等利用が確保されているか。 ・利用者本位のサービスが提供されているか。 ・利用者の特定化などの偏りはないか。	適・否
	2 施設の効用の最大限の発揮	・施設の目的・性格を理解した計画か。 ・計画書の内容を適切に遂行できるか。 ・適切な施設の維持管理が確保されているか。 ・多くの県民が福祉に触れ、ボランティア活動等への意欲を促進できる計画か。 ・福祉に関する情報の提供を行える計画か。 ・計画の対象が偏っていないか。 ・施設設備の利用者の増加を図れる計画か。 ・県民が福祉に関心を持つような計画か。	適・否
	3 経費の縮減	・経費縮減を行える計画となっているか。	適・否

	4 物的・人的能力	・安定した経営基盤を有しているか。 ・効果的・効率的な管理運営の体制か。 ・収支計画は妥当か。 ・類似施設等における相当の知識又は管理実績を有しているか。 ・指定管理業務に必要な相当の知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。 ・適切に個人情報管理できるか。 ・意欲・熱意はあるか。	適・否
	総合評価		適・否
5 選定理由	選定委員会において上記選定基準に基づき審査した結果、以下の点が評価され、株式会社 茨城興産を指定管理者候補者として選定しました。 ・福祉団体関係者の利用に配慮しつつ、県民の平等利用の確保が期待される点。 ・適切な施設の維持管理が確保され、効果的な管理運営が期待される点。 ・類似施設等における管理実績や、指定管理業務に必要な知識及び経験を有する人材の確保がされており、効果的な管理運営が期待される点。		

提出議案（条例は除く）の概要

福祉部 障害福祉課

議案の名称	指定管理者の指定について（茨城県立点字図書館、茨城県立視覚障害者福祉センター）
1 予 算 額	—
2 現況・課題	茨城県立点字図書館、茨城県立視覚障害者福祉センターは、身体障害者福祉法に基づく視覚障害者情報提供施設として昭和 48 年に設置し、視覚障害者に対する相談・訓練、点字図書等の製作・貸出等、視覚障害に関する支援拠点としての役割を担っている。 設置から 50 年以上経過し、施設の老朽化や設備の経年劣化が生じているため、今後も計画的に修繕を実施していく必要がある。
3 必要性・ねらい	令和 7 年度末をもって指定管理期間が満了となるため、令和 8 年度から令和 12 年度までの指定管理者の指定を行うとともに、債務負担行為限度額を定めようとするもの。 （根拠法令） 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
4 内 容	（1）指定の内容 ①施設の名称 茨城県立点字図書館、茨城県立視覚障害者福祉センター ②指定管理者候補者 社会福祉法人茨城県視覚障害者協会【公募】 理事長 軍司 有通 ③指定期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間） （2）指定管理者に係る債務負担行為 指定管理者指定の議決に併せて債務負担行為限度額を定める。 ○債務負担行為の期間 令和 8 年度～令和 12 年度 ○債務負担行為限度額 5 年間合計 258,440 千円
5 参考事項	（1）募集及び選定の経過 R7.6 第 2 回定例会における指定方針の報告（常任委員会） 10 指定申請書の受付（応募者数 1 者） 10 選定委員会の開催（指定管理者候補者の選定） 12 第 4 回定例会における指定管理者の指定の議決（予定） R8.4 次期指定管理者による管理運営開始 （2）これまでの指定管理者 H18.4 指定管理者制度導入 指定管理者：社会福祉法人茨城県視覚障害者協会 H23.4 指定管理者：社会福祉法人茨城県視覚障害者協会 H28.4 指定管理者：社会福祉法人茨城県視覚障害者協会 R3.4 指定管理者：社会福祉法人茨城県視覚障害者協会

茨城県立視覚障害者福祉センター及び茨城県立点字図書館の選定結果について

福祉部 障害福祉課
(Tel029-301-3363)

茨城県立視覚障害者福祉センター及び茨城県立点字図書館の管理につきまして、下記のとおり指定管理者候補者を選定いたしました。

今後開催される県議会第4回定例会において指定の議決を経て、茨城県立視覚障害者福祉センター及び茨城県立点字図書館の指定管理者に指定します。

なお、下記の指定管理者候補者による指定管理は、令和8年4月1日から実施する予定です。

記

1 指定管理者候補者	社会福祉法人 茨城県視覚障害者協会	
2 指定期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間	
3 応募団体数	候補者を含めて1団体	
4 選定方法		
(1) 選定委員会委員名	外部委員：筑波技術大学副学長 谷 貴幸 あさひ税理士法人 飛田 喜久 茨城県身体障害者福祉協議会会長 米川 正典 県側委員：総務部管財課公有財産維持活用推進室長 畠山 孝紀 福祉部次長 市村 志保	
(2) 選定方法	1次審査：事務局による書面審査 2次審査：選定委員会においてヒアリング、事業計画書等審査	
(3) 選定基準	選定基準	審査項目
	1 県民の平等利用の確保	・県民の平等利用が確保されているか。 ・利用者本位のサービスが提供されているか。
	2 施設の効用の最大限の発揮	・施設の設置目的や性格を十分に理解した計画の内容か。 ・計画書の内容を適切に遂行できるか。 ・適切な施設の維持管理が確保されているか。
	3 経費の節減	・効率的な管理運営が行えるか。
	4 業務を安定して行う物的・人的能力	・安定した経営基盤を有しているか。 ・効果的・効率的な管理運営の体制か。 ・収支計画は妥当か。 ・類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。 ・指定管理業務に必要な相当の知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。 ・適切に個人情報管理できるか。
5 選定理由	選定委員会において上記選定基準に基づき審査した結果、以下の点が評価され、社会福祉法人 茨城県視覚障害者協会を指定管理者候補者として選定しました。 ・計画書の内容に具体性があり、施設の設置目的を理解した内容となっており、適正に事業を遂行できる内容となっている。	

提出議案（条例は除く）の概要

福祉部 障害福祉課

議案の名称	指定管理者の指定について（茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ）
1 予 算 額	—
2 現況・課題	茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎは、身体障害者福祉法に基づく聴覚障害者情報提供施設として昭和 57 年に設置し、聴覚障害者に対する研修・講習、更生相談、手話通訳者・要約筆記者の養成・派遣等、聴覚障害に関する支援拠点としての役割を担っている。 設置から 40 年以上経過し、施設の老朽化や設備の経年劣化が生じているため、今後も計画的に修繕を実施していく必要がある。
3 必要性・ねらい	令和 7 年度末をもって指定管理期間が満了となるため、令和 8 年度から令和 12 年度までの指定管理者の指定を行うとともに、債務負担行為限度額を定めようとするもの。 （根拠法令） 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
4 内 容	（1）指定の内容 ①施設の名称 茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ ②指定管理者候補者 一般社団法人茨城県聴覚障害者協会【公募】 会長 吉沢 馨 ③指定期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間） （2）指定管理者に係る債務負担行為 指定管理者指定の議決に併せて債務負担行為限度額を定める。 ○債務負担行為の期間 令和 8 年度～令和 12 年度 ○債務負担行為限度額 5 年間合計 157,535 千円
5 参考事項	（1）募集及び選定の経過 R7.6 第 2 回定例会における指定方針の報告（常任委員会） 10 指定申請書の受付（応募者数 1 者） 10 選定委員会の開催（指定管理者候補者の選定） 12 第 4 回定例会における指定管理者の指定の議決（予定） R8.4 次期指定管理者による管理運営開始 （2）これまでの指定管理者 H18.4 指定管理者制度導入 指定管理者：一般社団法人茨城県聴覚障害者協会 H23.4 指定管理者：一般社団法人茨城県聴覚障害者協会 H28.4 指定管理者：一般社団法人茨城県聴覚障害者協会 R3.4 指定管理者：一般社団法人茨城県聴覚障害者協会

茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎの選定結果について

福祉部 障害福祉課
(Tel029-301-3363)

茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎの管理につきまして、下記のとおり指定管理者候補者を選定いたしました。

今後開催される県議会第4回定例会において指定の議決を経て、茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎの指定管理者に指定します。

なお、下記の指定管理者候補者による指定管理は、令和8年4月1日から実施する予定です。

記

1 指定管理者候補者	一般社団法人 茨城県聴覚障害者協会	
2 指定期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間	
3 応募団体数	候補者を含めて1団体	
4 選定方法		
(1) 選定委員会委員名	外部委員：筑波技術大学副学長 谷 貴幸 あさひ税理士法人 飛田 喜久 茨城県身体障害者福祉協議会会長 米川 正典 県側委員：総務管財課公有財産維持活用推進室長 畠山 孝紀 福祉部次長 市村 志保	
(2) 選定方法	1次審査：事務局による書面審査 2次審査：選定委員会においてヒアリング、事業計画書等審査	
(3) 選定基準	選定基準	審査項目
	1 県民の平等利用の確保	・県民の平等利用が確保されているか。 ・利用者本位のサービスが提供されているか。
	2 施設の効用の最大限の発揮	・施設の設置目的や性格を十分に理解した計画の内容か。 ・計画書の内容を適切に遂行できるか。 ・適切な施設の維持管理が確保されているか。
	3 経費の節減	・効率的な管理運営が行えるか。
	4 業務を安定して行う物的・人的能力	・安定した経営基盤を有しているか。 ・効果的・効率的な管理運営の体制か。 ・収支計画は妥当か。 ・類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。 ・指定管理業務に必要な相当の知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。 ・適切に個人情報情報を管理できるか。
5 選定理由	選定委員会において上記選定基準に基づき審査した結果、以下の点が評価され、一般社団法人 茨城県聴覚障害者協会を指定管理者候補者として選定しました。 ・計画書の内容に具体性があり、施設の設置目的を理解した内容となっており、適正に事業を遂行できる内容となっている。	

第 163 号議案

令和 7 年度 茨城県一般会計補正予算（第 5 号）

○ 一般会計補正予算（福祉部分）

【今回分】

（単位：千円）

事項	予算額	特定財源種目金額	一般財源
福祉部 計	140,973	—	140,973

【歳出項目別】

（単位：千円）

款 名 項 名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A + B)
7 福祉費	92,032,732	140,672	92,173,404
1 福祉政策費	3,192,575	61,573	3,254,148
2 生活保護費	5,040,475	1,168	5,041,643
3 障害福祉費	35,118,591	12,802	35,131,393
4 長寿福祉費	4,200,604	5,489	4,206,093
5 児童福祉費	44,480,487	59,640	44,540,127
15 教育費	8,970	301	9,271
1 教育総務費	8,970	301	9,271

※ 人事委員会勧告に基づく、職員及び会計年度任用職員の給与改定等に要する経費の補正